

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	特別障害者手当等の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、特別障害者手当等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和4年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別障害者手当等の支給に関する事務
②事務の概要	<p>札幌市では、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)&及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)により、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の資格管理及び給付の事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表第一の47項により個人番号を利用することができるのは、法による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第19条(同法第26条の5において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2 法第35条の現況、住所等変更、資格喪失等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(障害児福祉手当又は特別障害者手当に係るものに限る。) 3 法第37条の資料の提供等の求めに関する事務 4 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第7条の規定による改正前の法第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5 上記各号に掲げるもののほか、法第17条の障害児福祉手当、法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務 <p>上記の事務には、公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会事務を含む(申請者又は受給者が公的給付支給等口座の利用を希望した場合に限る)</p>
③システムの名称	高齢・障がい福祉システム 中間サーバー・プラットフォーム システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名)
2. 特定個人情報ファイル名	
特別障害者手当等受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の47の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第38条 札幌市個人番号利用条例第4条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26、87の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(56の2の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(9、12、15の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(110、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に法による「障害児福祉手当」若しくは「特別障害者手当」又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の「福祉手当」のいずれかの支給に関する事務であって主務省令で定めるものが含まれる項(67、68、69、85の項) ※別表第二の69の項に係る主務省令は未制定</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市 保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月13日	【基礎】I-5②所属長	障がい福祉課長 長谷川恵美	障がい福祉課長 松原 和幸	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらな
平成30年1月30日	【基礎】I-4②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26、56の2、87の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に法による「障害児福祉手当」若しくは「特別障害者手当」又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の「福祉手当」のいずれかの支給に関する事務であって主務省令で定めるものが含まれる項(67、68、69の項)</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26、56の2、87の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(9、12、15の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に法による「障害児福祉手当」若しくは「特別障害者手当」又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の「福祉手当」のいずれかの支給に関する事務であって主務省令で定めるものが含まれる項(67、68、69の項)</p>	事前	平成30年7月のデータ標準レイアウト改版による情報連携項目の追加に伴う変更
平成31年3月7日	【基礎】IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらな
平成31年3月7日	【基礎】I-5②所属長の役職名	障がい福祉課長 松原 和幸	障がい福祉課長	事後	様式改定に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらな
平成31年3月7日	【基礎】I-4②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26、56の2、87の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(9、12、15の項)</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26、56の2、87の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(9、12、15の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(110、120の項)</p>	事後	法改正に伴う情報連携項目の追加に伴う変更
平成31年3月7日	【基礎】I-4②法令上の根拠	<p>上記続き</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に法による「障害児福祉手当」若しくは「特別障害者手当」又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の「福祉手当」のいずれかの支給に関する事務であって主務省令で定めるものが含まれる項(67、68、69の項)</p>	<p>上記続き</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に法による「障害児福祉手当」若しくは「特別障害者手当」又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の「福祉手当」のいずれかの支給に関する事務であって主務省令で定めるものが含まれる項(67、68、69の項)</p> <p>※別表第二の69の項に係る主務省令は未制定</p>	事後	法改正に伴う情報連携項目の追加に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月25日	【基礎】Ⅰ-1②事務の概要	<p>札幌市では、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)により、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の資格管理及び給付の事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表第一の47項により個人番号を利用することができるのは、法による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p>	<p>札幌市では、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)により、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の資格管理及び給付の事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表第一の47項により個人番号を利用することができるのは、法による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p>	事後	法改正に伴う情報連携項目の追加に伴う変更
令和2年3月25日	【基礎】Ⅰ-1②事務の概要	<p>上記続き</p> <p>1 法第19条(同法第26条の5において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>2 法第35条の現況、住所等変更、資格喪失等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(障害児福祉手当又は特別障害者手当に係るものに限る。)</p> <p>3 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第7条の規定による改正前の法第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>	<p>上記続き</p> <p>1 法第19条(同法第26条の5において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>2 法第35条の現況、住所等変更、資格喪失等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(障害児福祉手当又は特別障害者手当に係るものに限る。)</p> <p>3 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第7条の規定による改正前の法第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>4 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第7条の規定による改正前の法第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>5 上記各号に掲げるもののほか、法第17条の障害児福祉手当、法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務</p>	事後	法改正に伴う情報連携項目の追加に伴う変更
令和3年5月7日	Ⅳ-8監査	【】外部監査	【○】外部監査	事後	外部監査実施による変更
令和3年9月1日	【基礎】Ⅰ-4②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26、56の2、87の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(9、12、15の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(110、120の項)</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26、56の2、87の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(9、12、15の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(110、120の項)</p>	事後	法改正に伴う号追加による号修正に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	【基礎】I-4②法令上の根拠	上記続き (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に法による「障害児福祉手当」若しくは「特別障害者手当」又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の「福祉手当」のいずれかの支給に関する事務であって主務省令で定めるものが含まれる項(67、68、69の項) ※別表第二の69の項に係る主務省令は未制定	上記続き (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に法による「障害児福祉手当」若しくは「特別障害者手当」又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の「福祉手当」のいずれかの支給に関する事務であって主務省令で定めるものが含まれる項(67、68、69の項) ※別表第二の69の項に係る主務省令は未制定	事後	法改正に伴う号追加による号修正に対応
令和4年12月26日	【基礎】I-1②事務の概要	札幌市では、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)により、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の資格管理及び給付の事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表第一の47項により個人番号を利用することができるのは、法による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 下記に続く	札幌市では、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)により、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の資格管理及び給付の事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表第一の47項により個人番号を利用することができるのは、法による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 下記に続く	事後	公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会事務本格運用に伴う追加
令和4年12月26日	【基礎】I-1②事務の概要	上記に続き 1 法第19条(同法第26条の5において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2 法第35条の現況、住所等変更、資格喪失等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(障害児福祉手当又は特別障害者手当に係るものに限る。) 3 法第37条の資料の提供等の求めに関する事務 4 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第7条の規定による改正前の法第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5 上記各号に掲げるもののほか、法第17条の障害児福祉手当、法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務	上記に続き 1 法第19条(同法第26条の5において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2 法第35条の現況、住所等変更、資格喪失等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(障害児福祉手当又は特別障害者手当に係るものに限る。) 3 法第37条の資料の提供等の求めに関する事務 4 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第7条の規定による改正前の法第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5 上記各号に掲げるもののほか、法第17条の障害児福祉手当、法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務 上記の事務には、公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会事務を含む(申請者又は受給者が公的給付支給等口座の利用を希望した場合に限る)	事後	公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会事務本格運用に伴う追加
令和4年12月26日	【基礎】I-3法令上の根拠	番号法第9条及び別表第一 47の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第38条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例	番号法第9条第1項 別表第一の47の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第38条 札幌市個人番号利用条例第4条第2項	事後	文言整理による記載の変更記載漏れがあったため今回の見直しで根拠を修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月26日	【基礎】Ⅰ-4②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26、56の2、87の項) 第3欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(9、12、15の項)</p> <p>下記に続く</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26、87の項) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(56の2の項) 第3欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(9、12、15の項)</p> <p>下記に続く</p>	事後	番号法の改正に基づく修正記載誤り、漏れがあったため今回の見直しで根拠を追加、修正
令和4年12月26日	【基礎】Ⅰ-4②法令上の根拠	<p>上記に続き</p> <p>第3欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者」のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項) 第3欄(情報提供者)が「国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(110、120の項)</p> <p>下記に続く</p>	<p>上記に続き</p> <p>第3欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者」のうち、第4欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項) 第3欄(情報提供者)が「国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(110、120の項)</p> <p>下記に続く</p>	事後	番号法の改正に基づく修正記載誤り、漏れがあったため今回の見直しで根拠を追加、修正
令和4年12月26日	【基礎】Ⅰ-4②法令上の根拠	<p>上記に続き</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に法による「障害児福祉手当」若しくは「特別障害者手当」又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の「福祉手当」のいずれかの支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(67、68、69の項) ※別表第二の69の項に係る主務省令は未制定</p>	<p>上記に続き</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に法による「障害児福祉手当」若しくは「特別障害者手当」又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の「福祉手当」のいずれかの支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(67、68、69、85の項) ※別表第二の69の項に係る主務省令は未制定</p>	事後	番号法の改正に基づく修正記載誤り、漏れがあったため今回の見直しで根拠を追加、修正
令和4年12月26日	【基礎】Ⅱ-1 対象人数「いつ時点の計数か」	平成27年9月30日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価再実施に伴い、しきい値判断の計数時点を変更
令和4年12月26日	【基礎】Ⅱ-1 取扱者数「いつ時点の計数か」	平成27年9月30日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価再実施に伴い、しきい値判断の計数時点を変更